

**【表紙】**

【提出書類】 内部統制報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成22年9月29日  
【会社名】 株式会社グッドマン  
【英訳名】 GOODMAN CO., LTD.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 余語 岳仁  
【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。  
【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市名東区藤が丘108番地

(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

愛知県名古屋市中区栄四丁目5番3号

【縦覧に供する場所】 株式会社グッドマン 東京支店

(東京都豊島区東池袋三丁目9-10)

株式会社グッドマン 大阪支店

(大阪府吹田市南金田二丁目27番26号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 上記の東京支店及び大阪支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 余語岳仁は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当連結会計年度末日である平成22年6月30日を基準日として、財務報告に係る内部統制の評価を行っており、評価に当たっては、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行い、その結果を踏まえて、評価対象となる業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性を考慮して必要と認められる範囲を選定しております。

全社的な内部統制及び全社的な観点から評価することが適切な決算・財務報告プロセスについては、各事業拠点の前連結会計年度の連結売上高（連結会社間取引消去後）の金額の高い事業拠点から合算していき、当該連結売上高の概ね95%を目途として当社及び連結子会社2社の計3事業拠点を評価対象として選定しました。なお、連結子会社6社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当該連結売上高の概ね3分の2を上回っている1事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成22年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。